平成３０年（フ）第１０８号
福井市加茂河原１丁目６番３号　レジデンス加茂　106、旧住所福井市西谷２丁目2903番地
債務者　清原　和樹
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４８６号
京都府宇治市伊勢田町中山52番地　ラヴェイル京都401号
債務者　林建設・ＡｒｔＧｒｅｅｎＬｉｆｅこと　林　　英喜
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
佐賀市高木瀬東４丁目10番15号
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　　侑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
北海道厚岸郡厚岸町真栄１丁目14番地
債務者　工藤ソト子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３１号
鹿児島県南さつま市加世田唐仁原6085番地１
債務者　中村　陽一
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　献
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第３２号
鹿児島県南さつま市加世田唐仁原6085番地１
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　献
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１７６号
埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮190番地１
債務者　藤田　澄夫
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第６１号
福岡県飯塚市新飯塚14番11号
債務者　古賀　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１３９号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦988番地11　マリベールＫ201号
債務者　水野　智香（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３４１号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番２―15号
債務者　浦上　貴志
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３６号
岐阜県大垣市南若森５丁目16番地１
債務者　立川千惠子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
岐阜県大垣市枝郷５丁目30番地２　ハウスナサⅡＢ　101
債務者　田野久美子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
北海道留萌市沖見町３丁目242番地
債務者　佐藤美由紀
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第１４号
北海道苫前郡羽幌町南４条２丁目18番地
債務者　平　　裕司
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第６２４号
さいたま市緑区道祖土１丁目27番20―201号
債務者　勝股　代子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１９０号
埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フォレスト春日部302、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地４丁目６番13号　Ｃｙｔｈｅｒｌｉｓ202
債務者　畠山　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２８０号
埼玉県越谷市宮本町５丁目30番地１　都コーポ203号
債務者　笹木　　豪
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係